



那珂市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成29年度財政援助団体等  
監査の結果について別紙のとおり公表します。

平成29年7月25日

那珂市代表監査委員 萩谷真康





那 監 第 23 号  
平成 29 年 7 月 25 日

那 珂 市 長 海 野 徹 様  
那 珂 市 議 会 議 長 中 崎 政 長 様

那 珂 市 監 査 委 員 萩 谷 眞 康



那 珂 市 監 査 委 員 君 嶋 寿 男



## 平成 29 年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した平成 29 年度財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第 9 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体に対する監査

#### 2 監査の範囲

平成 28 年度の財政的援助に係る事務の執行

#### 3 監査の着眼点

当市では、市民の多種多様な要望に対応するため、各種事業、団体等に対して補助金等の財政援助を行っている。そこで、平成 28 年度に補助金等を交付した一部の財政援助団体について、主に平成 28 年度の事務の執行を対象として、補助金等が交付目的及び事業計画に基づき適正かつ効果的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて監査を実施した。

#### 4 監査の期間

平成 29 年 6 月 29 日から平成 29 年 7 月 13 日まで

#### 5 監査の対象及び監査日

監査対象団体は、補助金の額が大きい団体から選定し実施した。

監査対象団体	所管課	予備監査日	本監査日
社会福祉法人那珂市社会福祉協議会	社会福祉課	6月30日(金)	7月13日(木)
那珂市体育協会	生涯学習課	6月29日(木)	7月13日(木)

#### 6 監査の方法

監査に当たっては、予備監査として、対象団体及び所管課から提出された決算書及び出納関係帳票等に基づき、補助職員により決算書記載額、予算差引簿、預貯金通帳記載内容及び出納簿記載内容の照合及び確認等による監査を実施した。

補助職員による予備監査の復命ののち、本監査において、各団体事務所において対象団体職員及び所管課長等から提出資料に基づき説明を受けたうえで、主に事実の存否又は問題点について質問等による監査を実施した。

#### 7 監査の結果

補助金等に関連する会計帳簿、決算書等の関係書類を照合したところ、いずれの団体も補助金等にかかる収支の会計処理は適切に行われており、補助金等の目的、金額、時期及び手続き等も適正であると認められた。

#### 8 意見

今回監査対象とした団体においては、いずれの団体も各団体の規約等に定められた独自の監査や市所管課による監査を実施しており、監査の内容も決算書及び支払信憑等の照合により実施していることを確認することができた。

各補助団体においては、今後とも、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を遂行するよう努められたい。